

枚方市議会定例会議案書  
(令和6年5月開会議会)



目 次

議案第 1 号	令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 2 号）	…	1
議案第 2 号	令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	…	9
議案第 3 号	令和 6 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 1 号）	…	17
議案第 4 号	令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	…	25
議案第 5 号	令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	…	33
議案第 6 号	令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	…	41
議案第 7 号	枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について	…	49
議案第 8 号	財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の 取得について	…	56
議案第 9 号	監査委員の選任の同意について	…	58



令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,201,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,158,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		6,250,706	1,410	6,252,116
	(6) 母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計繰入金	-	1,410	1,410
22. 繰越金		-	2,200,000	2,200,000
	(1) 繰越金	-	2,200,000	2,200,000
歳	入	合	計	
		158,956,947	2,201,410	161,158,357

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 予備費		150,000	2,201,410	2,351,410
	(1) 予備費	150,000	2,201,410	2,351,410
歳 出 合 計		158,956,947	2,201,410	161,158,357

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
19.繰入金	6,250,706	1,410	6,252,116		
(項)					
(6)母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰入金	-	1,410	1,410		
1.母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰入金	-	1,410	1,410	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰入金	1,410
(款)					
22.繰越金	-	2,200,000	2,200,000		
(項)					
(1)繰越金	-	2,200,000	2,200,000		
1.繰越金	-	2,200,000	2,200,000	1. 繰越金	2,200,000
歳入合計	158,956,947	2,201,410	161,158,357		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会 計繰入金	1,410	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰入金 1,410
1. 前年度繰越金	2,200,000	1. 前年度繰越金 2,200,000

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
12. 予 備 費	150,000	2,201,410	2,351,410	-	-	-	2,201,410
(項)							
(1) 予 備 費	150,000	2,201,410	2,351,410	-	-	-	2,201,410
1. 予 備 費	150,000	2,201,410	2,351,410	-	-	-	2,201,410
歳 出 合 計	158,956,947	2,201,410	161,158,357	-	-	-	2,201,410

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	-	-	-	-	-	-
(2) 総務費	-	-	-	-	-	-
(3) 民生費	-	-	-	-	-	-
(4) 衛生費	-	-	-	-	-	-
(5) 農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6) 商工費	-	-	-	-	-	-
(7) 土木費	-	-	-	-	-	-
(8) 消防費	-	-	-	-	-	-
(9) 教育費	-	-	-	-	-	-
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12) 予備費	-	-	-	-	2,201,410	2,201,410
合計	-	-	-	-	2,201,410	2,201,410
現計予算の内訳	22,531,509	31,422,100	1,973,536	6,727,714	96,302,088	158,956,947
総計	22,531,509	31,422,100	1,973,536	6,727,714	98,503,498	161,158,357
総計の構成比 (%)	14.0	19.5	1.2	4.2	61.1	100.0

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,001,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		-	1,000	1,000
	(1) 繰越金	-	1,000	1,000
歳入合計		40,000,000	1,000	40,001,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 予備費		277,133	1,000	278,133
	(1) 予備費	277,133	1,000	278,133
歳出合計		40,000,000	1,000	40,001,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
7.繰越金	-	1,000	1,000		
(項)					
(1)繰越金	-	1,000	1,000		
1.繰越金	-	1,000	1,000	1.繰越金	1,000
歳 入 合 計	40,000,000	1,000	40,001,000		



(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 前年度繰越金	1,000

概 要 説 明	
1. 前年度繰越金	1,000

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
8. 予 備 費	277,133	1,000	278,133	-	-	1,000	-
(項)							
(1) 予 備 費	277,133	1,000	278,133	-	-	1,000	-
1. 予 備 費	277,133	1,000	278,133	-	-	1,000	-
歳 出 合 計	40,000,000	1,000	40,001,000	-	-	1,000	-

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	



令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 前年度繰上充用金		-	14,500	14,500
	(1) 前年度繰上充用金	-	14,500	14,500
歳 出 合 計		98,000	14,500	112,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 諸 収 入	10	14,500	14,510		
(項)					
(1) 雑 入	10	14,500	14,510		
1. 雑 入	10	14,500	14,510	1. 雑 入	14,500
歳 入 合 計	98,000	14,500	112,500		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. その他雑入	14,500	1. その他雑入 14,500

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 前年度繰上充用金	-	14,500	14,500	-	-	14,500	-
(項)							
(1)前年度繰上充用金	-	14,500	14,500	-	-	14,500	-
1. 前年度繰上充用金	-	14,500	14,500	-	-	14,500	-
歳 出 合 計	98,000	14,500	112,500	-	-	14,500	-

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
21. 補償補填及び賠償金 14,500	2. 補 填 金 14,500		1. 前年度繰上充用金	14,500



令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,967,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰越金		-	800,000	800,000
	(1) 繰越金	-	800,000	800,000
合 計		38,167,000	800,000	38,967,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		129,567	429,759	559,326
	(1) 償還金及び還付加算金	12,520	429,759	442,279
6. 基金積立金		2,302	370,241	372,543
	(1) 基金積立金	2,302	370,241	372,543
歳 出 合 計		38,167,000	800,000	38,967,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
8.繰越金	-	800,000	800,000		
(項)					
(1)繰越金	-	800,000	800,000		
1.繰越金	-	800,000	800,000	1.繰越金	800,000
歳入合計	38,167,000	800,000	38,967,000		



(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	800,000	1. 前年度繰越金 800,000

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 諸支出金	129,567	429,759	559,326	-	-	429,759	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	12,520	429,759	442,279	-	-	429,759	-
1. 償 還 金	10	429,759	429,769	-	-	429,759	-
(款)							
6. 基金積立金	2,302	370,241	372,543	-	-	370,241	-
(項)							
(1) 基金積立金	2,302	370,241	372,543	-	-	370,241	-
1. 基金積立金	2,302	370,241	372,543	-	-	370,241	-
歳 出 合 計	38,167,000	800,000	38,967,000	-	-	800,000	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利子及び 割引料 429,759	1. 償 還 金 429,759	1. 国庫負担金等償還金 429,759
24. 積 立 金 370,241	1. 基金積立金 370,241	1. 介護給付費準備基金積立金 370,241



令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ310,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,849,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		-	310,000	310,000
	(1) 繰越金	-	310,000	310,000
歳 入	合 計	8,539,000	310,000	8,849,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		8,306,049	308,000	8,614,049
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	8,306,049	308,000	8,614,049
4. 諸支出金		10,100	2,000	12,100
	(1) 償還金及び還付加算金	10,100	2,000	12,100
歳 出 合 計		8,539,000	310,000	8,849,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
4.繰越金	-	310,000	310,000		
(項)					
(1)繰越金	-	310,000	310,000		
1.繰越金	-	310,000	310,000	1.繰越金	310,000
歳 入 合 計	8,539,000	310,000	8,849,000		



細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	310,000	1. 前年度繰越金	310,000

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,306,049	308,000	8,614,049	-	-	308,000	-
(項) (1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,306,049	308,000	8,614,049	-	-	308,000	-
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,306,049	308,000	8,614,049	-	-	308,000	-
(款) 4. 諸支出金	10,100	2,000	12,100	-	-	2,000	-
(項) (1) 償還金及び還付 加算金	10,100	2,000	12,100	-	-	2,000	-
1. 保険料還付金	10,000	2,000	12,000	-	-	2,000	-
歳 出 合 計	8,539,000	310,000	8,849,000	-	-	310,000	-

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	額	額	額
18. 負担金補助及び 交付金 308,000	1. 負担金 308,000		1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金			308,000
22. 償還金利子及び 割引料 2,000	6. 還付金 2,000		1. 保険料還付金			2,000



令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		-	38,000	38,000
	(1) 繰越金	-	38,000	38,000
歳入合計		25,000	38,000	63,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		24,999	33,937	58,936
	(1) 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	24,999	33,937	58,936
2. 公債費		1	2,653	2,654
	(1) 公債費	1	2,653	2,654
4. 繰出金		-	1,410	1,410
	(1) 繰出金	-	1,410	1,410
歳出合計		25,000	38,000	63,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
4.繰越金	-	38,000	38,000		
(項)					
(1)繰越金	-	38,000	38,000		
1.繰越金	-	38,000	38,000	1.繰越金	38,000
歳入合計	25,000	38,000	63,000		



細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	38,000	1. 前年度繰越金	38,000

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,999	33,937	58,936	-	-	33,937	-
(項) (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,999	33,937	58,936	-	-	33,937	-
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	22,200	33,937	56,137	-	-	33,937	-
(款) 2. 公債費	1	2,653	2,654	-	-	2,653	-
(項) (1) 公債費	1	2,653	2,654	-	-	2,653	-
2. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業債償還金	-	2,653	2,653	-	-	2,653	-
(款) 4. 繰出金	-	1,410	1,410	-	-	1,410	-
(項) (1) 繰出金	-	1,410	1,410	-	-	1,410	-
1. 繰出金	-	1,410	1,410	-	-	1,410	-
歳 出 合 計	25,000	38,000	63,000	-	-	38,000	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
20. 貸付金 33,937	1. 貸付金 33,937	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 33,937 (1) 母子福祉資金貸付金 33,937
22. 償還金利息及び 割引料 2,653	1. 償還金 2,653	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業債償還金 2,653 (1) 市債分 407 (2) 府債権購入分 2,246
27. 繰出金 1,410	1. 繰出金 1,410	1. 一般会計繰出金 1,410

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業	補正前	24,916	24,916	-	-	24,916
	補正額	-	-	-	407	▲407
	補正後	24,916	24,916	-	407	24,509

議案第 7 号

枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）5 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 建築基準法等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第6の1の項の表備考2第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表第6の3の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

別表第7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表7の項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同表10の項から12の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>別表第5（第2条関係）</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項に</p>	<p>別表第5（第2条関係）</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>において準用する場合を含む。)の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。)を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。） 申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p>	<p>において準用する場合を含む。)の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。)を伴わない場合に限る。) 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の認定以外の認定の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）</p> <p>3・4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。） 申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事又は建築副主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査 1通につき、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含まない建築基準関係規定適合審査の申出を伴う場合で、かつ、構造計算適合性判定等を行う場合において同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はそれらの写しの提出がないときに限る。）申請1件につき、次に掲げる額（構造計算適合性判定等を市の建築主事が行う場合にあつては、第1号及び第3号に掲げる額）を合算した額</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>変更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) [略] (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証 (3) [略]</p>	<p>更を同時に行うものを除く。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第29条の書面の交付の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うものに限る。）に対する審査 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 [略]</p> <p>12 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 1・2 [略] 3 この表において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) [略] (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証 (3) [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>4 [略]</p> <p>13 [略]</p>	<p>4 [略]</p> <p>13 [略]</p>

議案第8号

財産（枚方市立市駅前図書館及び中央図書館 I C タグシステム構築用機器）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市立市駅前図書館・中央図書館 I C タグシステム関連機器 一式

物品	市駅前 図書館	中央 図書館	合計
セキュリティゲート	5式	5式	10式
自動貸出機(卓上型)	2台	8台	10台
自動貸出機用ホスト端末	1式	4式	5式
エンコード用リーダーライターセット	1式	8式	9式
ハンディリーダー（蔵書点検等用）	1台	6台	7台
予約棚予約照会機セット	—	1式	1式
図書館システムとの連携システム	1式	1式	2式

2. 契約先 大阪府大阪市中心区城見1丁目4番24号 NEC関西ビル  
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社  
支社長 伊藤 幸夫

3. 取得金額 金 103,131,600円

4. 用途 枚方市立市駅前図書館・中央図書館 I C タグシステム構築

5. 目的 図書館利用者の利便性向上及び専門的なサービスの充実のため。

6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

## 制限付き一般競争入札（物品希望型） 執行調書

名称	枚方市立市駅前図書館及び中央図書館ICタグシステム構築用機器調達				
落札者名	NECネクサソリューションズ(株)関西支社				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 103,131,600 円		(金 9,375,600 円)		
契約期間	自	本契約締結日		至	仕様書のとおり
公告日	令和6年1月17日		入札日	令和6年2月7日 10時00分	
予定価格 (単位:円)	100,863,600				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	NECネクサソリューションズ (株) 関西支社	93,756,000			落札

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

議案第9号

監査委員の選任の同意について

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年（2024年）5月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生